

臨時報告第 10 号様式

矯 正 局 長 殿 大阪矯正管区長	京刑乙発第 6 3 2 号 令和 4 年 6 月 2 1 日 京都刑務所長
-------------------------	---

自 殺 事 故 報 告

事 案 概 況

令和 4 年 4 月 1 3 日 (水) 午後零時 5 1 分頃、[redacted] (単
独室) において、休養中であった [redacted] 受刑者 [redacted] (以下「事故者」とい
う。) が [redacted] 下衣の両足首部分を結束して輪状にし、同結束部分を同
室壁面に設置された保管私物箱の本体と扉の間に挟み込んだ上、同輪の中
に首を入れ、[redacted] い首しているところ
を巡回中の職員が発見し、直ちに同職員が同室を開扉して同輪から事故
者の首を抜いて寝かせた上、非常ベル通報した。その後、同職員及び同通
報により駆け付けた職員が救命措置を講じつつ、同時 5 5 分、1 1 9 番通
報し、同日午後 1 時 1 7 分、[redacted] 病院に救急搬送したが、同月 1 4
日 (木) 午前零時 3 5 分、同病院医師により死亡が確認された。
なお、最終生存確認は、同月 1 3 日 (水) 午後零時 3 8 分頃であり、職
員が同室内で布団に仰がしている事故者を確認している。

事 案 概 況	1 発生年月日	令和 4 年 4 月 1 3 日 (水)
	2 発見時刻	午後零時 5 1 分頃
	3 場所	当所 [redacted] 単独室
	4 方法	[redacted] 下衣の両足首部分を結束して輪状に し、同結束部分を居室壁面に設置された保管私物 箱 [redacted]、同輪の中に首 を入れ、[redacted] い首したもの。
	5 経緯	(1) [redacted] (2) [redacted] 事故者は、 [redacted] (3) 令和 4 年 4 月 1 3 日 (水) 午後零時 5 1 分

頃、[redacted] (単独室)において、事故者が[redacted] 下衣の両足首部分を結束して輪状にし、同結束部分を居室壁面に設置された保管私物箱の本体と扉の間に挟み込んだ上、同輪の中に首を入れ、[redacted] 姿勢で、い首しているところを巡回中の職員が発見し、直ちに同職員が同室を開扉して同輪から事故者の首を抜いて寝かせた上、非常ベル通報した。

(4) 同職員及び同通報により駆け付けた職員が救命措置を講じつつ、同時55分、119番通報した。また、同時刻、当所医師が事故者を[redacted] とした。

(5) 同日午後1時17分、[redacted] 病院に救急搬送した。

(6) 同時35分、京都地方検察庁に対し、[redacted] の通報を行った。

(7) 同月14日(木)午前零時35分、同病院医師により死亡が確認され、死因を「低酸素脳症」とされた。

(8) 同時46分、京都地方検察庁に死亡通報した。

(9) 同時48分、京都府警察山科警察署に死亡通報した。

(10) 同日午前1時5分、京都地方検察庁から当所に対し、司法検視は実施しない旨の連絡があった。

(11) [redacted] において、行政検視を開始し、[redacted]、同検視を終了した。

(12) 同日午前3時20分、事故者の遺体を同病院から当所に搬送した。

(13) 同日午前10時10分、[redacted] を行った上、同日午後5時31分、[redacted] した。

(14) 同日午後7時19分、本件について、京都

	<p>2 改善すべき事項</p>	<p>(3) 被収容者の動静視察に際し、日常と異なる動静を示すなどの不審な点が認められた場合には、漫然と経過観察することなく監督者への報告を行い、同報告を受けた監督者は面接を実施するなど必要な措置を講じ、異状の早期発見に努めること。</p> <p>(4) 被収容者の動静視察は、事故の未然防止上、重要なものであることから、心情不安定な者又は心情不安定が疑われる者については、常に細心の注意を払って動静を視察し、不審な動静が認められた場合には、直ちに監督者への報告を行い、同報告を受けた監督者は面接を実施するなど必要な措置を講じ、異状の早期発見に努めること。</p> <p>_____に向けた手 続き中である。 なお、_____ _____ところ、本年8月 上旬までに完了予定である。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>1 当日の収容人員 2 事故者の遺族との対応について</p>	<p>当日の収容人員は、885名であった。</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>(4) _____</p>

<p>3 [redacted]との対 応について</p>	<p>(5) [redacted] [redacted]</p> <p>(6) [redacted] [redacted]</p> <p>(7) [redacted] [redacted]</p> <p>(8) [redacted] [redacted]</p> <p>(9) [redacted] [redacted]</p> <p>(10) [redacted] [redacted]</p> <p>(1) 令和4年4月14日(木)午前10時10分、[redacted]を行った上、同日</p>
----------------------------------	---

	<p>午後5時31分、[redacted] しました。</p> <p>(2) 同月18日(月)午後1時30分、[redacted] が来所し、当所に対して、[redacted] 申し入れがされた。また、[redacted] 回答文書を求めるとの申し入れがされた。</p> <p>(3) 同月19日(火)午前10時20分、[redacted] から、以下の内容について問合せがあった。</p> <p>[redacted] なお、[redacted] 旨を伝えた。</p> <p>(4) 同日午前11時25分、[redacted] に以下の内容を回答した。</p> <p>[redacted]</p>
--	--

~

(5)

(6) 同月 28 日 (木) 午後 4 時 25 分、

に架電し、上記 (2)

について、

旨を伝えた。

同日午後 4 時 50 分、

から当所

宛てに架電があり、

との返答があったため、

旨を伝えた。

(7) 同年 5 月 10 日 (火) 午前 11 時、当所職

員が に赴き、

を説明した。

上記回答後、

から、

旨

の要望があった。さらに、

との要望があっ

たことから、

機密性 2 完全性 1 可用性 1

			旨を回答した。